平成２９年（フ）第４２５０号
大阪府東大阪市永和２丁目７番30号　救護施設フローラ、前住所大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―1006号
債務者　岡本智津子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３６１号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目11番11―809号、前住所大阪市住之江区北加賀屋５丁目１番３―2802号
債務者　大畑　康子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３６５号
大阪市西成区岸里東１丁目７番23号　メイプルリーフ天神ノ森306号
債務者　天野　奉子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３６８号
大阪市西淀川区出来島２丁目３番30号
債務者　本田鉄工こと　本田　修身
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６４号
岡山県倉敷市茶屋町13番地
債務者　黒川　理奈
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１４２０号
福岡市博多区東那珂２丁目10番30―405号
債務者　小副川八枝子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４９号
福岡県大牟田市日出町３丁目８番地１　ミドルヴァⅠ　104号
債務者　安村　拓也
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第６７号
青森県上北郡おいらせ町苗平谷地23番地５　コーポラス桂Ｈ
債務者　鶴ケ崎静香（旧姓渡場）
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第６８号
青森県十和田市大字八斗沢字伊谷沢14番地５
債務者　伊沢　望美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第７０号
青森県十和田市大字相坂字高見147番地227
債務者　石森　　幸
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１８６号
茨城県土浦市小岩田東１丁目８番３号　シャーメゾンＹ　Ａ101、前住所茨城県土浦市摩利山新田321番地２　鶴正コーポ103
債務者　山崎　直美（旧姓谷津）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１９１号
茨城県つくば市梅園２丁目20番地６　ソラーレつくばＢ棟102号
債務者　山本　進司
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１４８４号
愛知県日進市岩崎町西ノ平105番地５
債務者　毛利　　舞
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５３７号
愛知県春日井市二子町１丁目８番地19
債務者　アートイトウこと　伊藤　裕也
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４４号
大津市秋葉台28番12号　湖城が丘ハイツ106
債務者　渡部　博実
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４５号
大津市秋葉台28番12号　湖城が丘ハイツ106
債務者　渡部侑希子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７４号
滋賀県栗東市下戸山1097番地114
債務者　小西　好充
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大津地方裁判所民事部